

令和5年度第1回宮城県教科用図書選定審議会議事録要旨

令和5年4月24日（月） 10:00～12:00

宮城県行政庁舎 9階 第一会議室

開 会

進行

○（開会宣言）ただ今から、令和5年度第1回宮城県教科用図書選定審議会を開会する。

教育長挨拶
（代 副教育長）

○ 開会にあたり、宮城県教育委員会 佐藤靖彦教育長が挨拶を申し上げる。

○ このたびは、令和5年度宮城県教科用図書選定審議会の委員をお引き受けいただいたことに、厚くお礼申し上げます。

本審議会は県教育委員会が設置する教科書採択に係る諮問機関であり、市町村教育委員会が行う採択事務について、県教育委員会が指導、助言、援助を行うに当たり、御意見を伺うものである。

教科書は、学校教育の中で、主たる教材として位置付けられ、児童生徒が学習を進める上で大変重要な役割を果たすものである。このため、教科書採択においては、関係法令に基づき、適正かつ公正に行われることが極めて大切である。

併せて、採択権者の判断と責任により、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対する説明責任を果たす必要があり、教科書採択の公正性、透明性が強く求められている。

県教育委員会としては、改めて教科書採択に係る法令や通知等を踏まえ、教科用図書のもつ意味の重要性に鑑み、教科書採択の公正確保の徹底が図られるよう、市町村教育委員会とともに進めていく。

委員の皆様の御理解と御協力をお願いします。

今年度は、小学校で使用する教科用図書並びに特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書の採択基準や、専門委員が調査研究を行い、作成する選定資料等について、御審議をいただくことになる。

特に、小学校において現行学習指導要領の下で行われる教科用図書の採択は、令和元年度以来2度目となるが、その間、令和の日本型学校教育答申が示されたり、GIGAスクール構想が一気に進められたりしたこともあり、児童の学びの在り方は変化している。

諮問内容について、そういった状況を踏まえた上で審議いただきたい。

県教育委員会としては、当審議会の意見を踏まえ、採択基準、選定資料等の必要な資料を精査・徹底し、市町村教育委員会等に対して、指導、助言、援助を行っていく。

委員の皆様には、限られた時間の中での御審議となる。ぜひ、忌憚のない御意見、御指導を賜るようお願い申し上げ、挨拶とする。

進行
事務局

- 審議に入る前に「会議の公開」についてお諮りする。事務局から説明する。
- 審議会の公開について説明する。

資料1ページに記載のとおり、情報公開条例第19条の規定により、審議会は原則公開と定められている。

ただし、「非公開情報が含まれる事項について審議等を行う会議を開催する場合」や、「会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合」には、「会議構成員の3分の2以上の多数で決定したときは非公開の会議を開くことができる」とされている。

このことから、本日の第1回の審議会において、審議会そのものを公開とするか、非公開とするかを決定することになる。ただ今申し上げた規定を前提に考えると、本日の会議の内容は、小学校及び義務教育学校前期課程と特別支援学校及び特別支援学級において、令和6年度に使用する学校教育法附則第9条に基づく、教科用図書の採択基準を御審議いただくものであることから、特に非公開情報には該当せず、公開が適当であると考えている。

ただし、委員の皆様の所属や個人名等については、公開されると、外部からの働き掛けが想定されるなど、教科用図書の採択基準について、公正、円滑な審議が阻害され、執行に支障が生ずると認められることから、情報公開条例第8条第1項第7号に該当し、公開しないこととすることが適当であると考えている。

また、5月22日に予定されている第2回審議会については、審議内容の中で、出版社ごとの図書の特徴等について、具体的な審議が行われることから、採択の公正を確保する意味で、審議については非公開が適当と考えている。

まとめると、『第1回審議会は、委員の所属、氏名、顔写真や撮影等、委員個人を特定できる情報を除き公開』『第2回審議会は、議事については非公開』が適当である」と考えている。

なお、審議終了後の会議資料及び議事録については、説明申し上げたような支障がなくなると想定される採択終了後、発言者の氏名を含め、公開することが適当であると考えている。以上、御審議いただきたい。

進行

- ただ今説明のあった「公開の件」についてお諮りする。

(数名の委員から事務局案に賛成の意見)

<委員賛同>

進行

- 賛同いただいたので、「第1回審議会は委員の所属、氏名、顔写真や撮影等、委員個人を特定できる情報を除き公開」「第2回審議会は、議事については非公開」とする。これで会議の公開についての審議を終わる。

進行

- 委員長、副委員長の選出に移る。当審議会の規程では、審議会に委員長1

人及び副委員長1人を置くことになっており、それぞれ委員の互選によって定めることとしている。暫時の間、どなたかが仮議長になり、互選を進めていただきたい。どなたにお願いしたらよいか。

(事務局一任の声)

- 進行
事務局
仮議長
- 事務局一任という声があったので、事務局から申し上げる。
 - 3番委員にお願いしたい。
 - 委員長、副委員長選出の仮議長を務めさせていただく。どなたか、推薦願いたい。

- 樋川委員
- 委員長には大所高所から審議会全体の運営に当たっていただくという視点で、15番委員を御推薦申し上げる。
副委員長には、学校教育全般にわたり識見の高い、17番委員を御推薦申し上げる。

- 仮議長
- ただ今、推薦をいただいた。委員長に15番委員、副委員長に17番委員をお願いしてよろしいか。

<委員賛同>

- 仮議長
進行
委員長
- それではよろしくお願ひしたい。これで私の務めを終わらせていただく。
 - 15番委員、17番委員には、委員長席、副委員長席に御移動願いたい。
 - 委員長から一言挨拶をいただく。
 - コロナ禍も少し収まってきた中だが、4月の多忙な中お集まりいただき感謝申し上げます。先ほどの教育長の挨拶にもあつたとおり、令和の新しい学びの姿あるいは新しい教育の姿が打ち出されている。新時代にふさわしい審議会にしていけるようよろしくお願ひしたい。

- 進行
- それでは、委員長及び副委員長に、当審議会において御審議いただく事項について諮問する。

- 副教育長
- 諮問
令和6年度使用教科用図書の採択について（諮問）
このことについて、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律昭和38年 法律第182号第11条第1項及び第13条第2項の規定により、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

- 1 小学校用教科書採択において、令和6年度から使用する各教科の教科書の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項
- 2 特別支援学校及び特別支援学級において、令和6年度に使用する教科用図書（学校教育法の規定に基づく教科用図書）の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項

○ 理由書

義務教育諸学校で使用される教科用図書の採択は、4年ごとに行われ、一昨年度、各教科の採択が終了している。今年度は、令和6年度から使用される小学校並びに義務教育学校の前期課程における教科書の採択年度となっている。市町村教育委員会等への適切な指導助言等に資するために、全教科において、教科書の採択基準及び選定に必要な資料を作成する必要がある。また、特別支援学校及び特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条に基づく教科用図書、いわゆる絵本や図鑑等の一般図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条において、4年に一度採択するという規定から除かれており、毎年度採択基準が審議されております。よって、今年度においても、令和6年度に使用する教科用図書の採択基準及び選定に必要な資料を作成するものであります。

このような状況を踏まえ、公正で適正な教科書採択に万全を期すために、教科用図書の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項について、様々な観点から総合的に御検討いただくことを諮問いたします。

進行

- 審議に入るが、審議会規程により、審議会の議長は委員長に務めていただく。よろしく願います。なお、副教育長は他の公務のため退席させていただきます。

審議事項1 「諮問事項」について

委員長

- それでは、「審議の(1)の諮問事項」についての審議に移る。諮問事項の前に、事務局から説明があれば願います。

事務局

- 諮問事項1の説明の前に、教科用図書採択制度、教科書の採択に係る基本方針について説明する。資料2ページを御覧いただきたい。図1にあるように、小学校用教科書と中学校用教科書については、4年おきの採択となっている。

一方、図にはないが、特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書は、毎年度採択することになっている。これらのことから表1にあるように、令和5年度は小学校用及び中学校用の教科用図書は4年おきの採択となっている。一方、図にはないが、特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書は毎年度採択することとしている。これらのことから、表1にあるように、令和5年度は、小学校・義務教育学校前期課程の教科用図書と、毎年度採択の特別支援学校及び特別支援学級で令和6年度に使用する教科用図書の採択となる。

資料3ページを御覧いただきたい。これは市町村立の学校で使用する教科用図書の採択の流れを表したものである。教科用図書採択とは、学校で使用

する教科用図書を決定することである。市町村立の学校で使用する教科用図書の採択権限は、その学校を設置する市町村教育委員会にあるが、法律により採択にあたっては、市単独で採択したり、近隣の市町村を合わせて共同採択地区を設定し、地区内の市町村教育委員会が共同して採択したりすることになっている。宮城県の採択地区は、4ページにあるように六つの地区に分かれている。

5ページと6ページを御覧いただきたい。5ページは県立中学校の採択の流れ、6ページは県立特別支援学校小中学部の採択の流れを表したものである。県立中学校及び県立特別支援学校における教科用図書の採択については、県教育委員会が行うことになっている。

次に資料の7ページを御覧いただきたい。教科用図書選定審議会の役割と設置について説明する。

採択に関する県教育委員会の任務については、第10条にあるように、「県教育委員会は義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に対し、計画し、実施するとともに市町村教育委員会等が行う採択に関する事務について、適切な指導助言又は援助を行う義務」を有することが法律に定められている。また、教科用図書選定審議委員会の設置についても第11条に、「県教育委員会は指導助言または援助を行おうとする際、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見をきかなければならない」とされており、本日の審議会の設置根拠と諮問機関としての役割が示されている。法律に基づき、県教育委員会では9ページの教科用図書選定審議会条例を定めるとともに、10ページにあるように、審議会規程を定めているところである。

続いて別紙1を御覧いただきたい。本年度の教科用図書採択事務日程について説明する。本日は第1回の審議会となり、県教育委員会からの「教科用図書の採択基準及び選定資料等について」の諮問を受け、審議していただく。

次に、本日の審議内容を踏まえ、小学校・特別支援それぞれについて、教科用図書選定審議会専門委員による専門事項の調査により、選定資料を作成する。

5月22日第2回審議会では、提出された「選定資料等」を基に、更に審議していただき、最終的に5月30日に委員長より県教育委員会へ答申をしていただきたいと考えている。その後、県教育委員会として、審議会の答申をもとに、教科用図書の採択基準や選定資料を、市町村教育委員会、及び採択地区協議会へ通知するとともに、採択事務の周知徹底を図る。

各採択地区協議会においては、6月中旬から7月にかけて採択地区協議会を開き、独自に調査研究を行い、8月中には、教科用図書の採択を決定することになる。また、出品された教科用図書を一般に公開するとともに、採択

関係者による調査研究のために、6月14日から7月31日までのいずれかの日の14日間、県内で教科書展示会を行う。

なお、県立特別支援学校及び県立中学校については、別日程になっている。6月から7月にかけて、特別支援学校では学校ごとに、県立中学校では教科用図書選定調査委員会が調査研究を行い、特別支援学校は採択検討会議を、県立中学校では教科書採択に係る審査委員会を経て、県教育委員会へ報告され、県教育委員会が採択を決定することになる。

続いて、教科書の採択に係る基本方針について説明する。別紙2の「教科書の採択に係る基本方針」を御覧いただきたい。これは宮城県の教科書採択の拠り所となるものである。平成27年度に、教科書採択の重要性に鑑み、第1回教科用図書選定審議会において策定されたものを、第2期宮城県教育振興基本計画が定まったことを踏まえ、平成29年度に一部修正し県教育委員会としての教科書採択の方針を明確に示したものである。この「教科書の採択に係る基本方針」は、校種にかかわらず、県内の公立学校で使用する教科書の採択について基本的な方針5点を示したものである。

1点目は、教育基本法や学校教育法、学習指導要領といった国が定めた目的や理念を受けたものである。

2点目は、本県の教育振興基本計画や、各採択地区、県立学校の実情を踏まえた採択を意図したものである。

3点目から5点目は、法令等に示された教科書採択の配慮事項を受けたもので、適正かつ公正な採択、開かれた採択、採択権者の責任等を示したものである。

この方針に則り、諮問書の中で申し上げた事項を諮問したいと考えている。教科用図書採択制度、教科書の採択に係る基本方針についての説明は以上である。

委員長

- 採択の流れ、基本方針についてここまでよろしいか。
- では、諮問事項について事務局からお願いします。

諮問事項

事務局

<採択基準案を配布>

- まず、令和6年度使用、小学校教科用図書の採択基準について御審議いただく。教科用図書の採択基準とは、選定資料を作成するための観点を示すもので、採択基準に基づいて専門委員が教科用図書の専門事項の調査にあたる。
- ただいま、令和6年度使用教科用図書（小学校）採択基準（案）、特別の教科道徳 採択基準（案）を配付した。

- 道徳については、特別な教科という特性を踏まえ、その他の教科とは分けて採択基準案を示した。
- はじめに、別紙3 各教科の採択基準案を御覧いただきたい。
採択基準は、「内容に関する事」「組織と配列に関する事」「学習と指導に関する事」「表現と体裁等に関する事」の大きく4つの項目から構成されている。
- 令和2年度の採択基準から改めたところについて説明する。「3 学習と指導に関する事」の(3)について、改める前は、「児童の多様な個性や能力に広く対応できるか。」という記述だったが、「児童の多様な個性や能力に広く対応するとともに、児童が自己の学びを調整しながら学習できるよう配慮されているか。」とした。
- 令和3年答申では、目指すべき新しい時代の学校教育の姿として「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」が提言され、児童生徒が自己調整しながら学習を進めていくことができるよう指導することの重要性が指摘されている。
- 現行の学習指導要領が求める「主体的・対話的で深い学び」を展開するため、子供自身が学習の目標や教材について理解し、計画を立て、見通しをもって学習し、その過程や達成状況を評価して次につなげることができるような工夫がなされているかという観点とした。
- 小学校英語については、令和6年度以降、学習者用デジタル教科書が紙の教科書と併せて配付される予定となっているため、今年度の採択では考慮の一事項とすることが認められている。英語の教科書の調査・検討に当たっては、3の(2)と(3)の内容を踏まえて、デジタル教科書も調査の対象とし教科用図書の選定資料を作成したいと考えている。
- 続いて、「特別な教科 道徳」の採択基準案を御覧いただきたい。この採択基準案は、この採択基準は、令和2年度に新学習指導要領に基づいて作成されたものであることから、今年度も引き続き「特別な教科 道徳」の採択基準案として示した。
- 各教科の採択基準との大きな違いは、「3 学習と指導に関する事」の(1)である。今回の学習指導要領の改訂で示された道徳科の目標で求められる学習について示し、「(1) 道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習が進められるよう配慮がなされているか」としている。
以上、令和6年度小学校使用教科用図書の「各教科」と、「特別な教科 道徳」の採択基準案について説明した。御審議をお願いする。
- 説明にあったように、小学校各教科と道徳では性質が違う。まず、別紙3

委員長

- 各教科について審議、続いて別紙4 道徳について審議する。
- それぞれ「内容に関すること」「組織と配列に関すること」「学習と指導に関すること」「表現と体裁等に関すること」の4つの項目に分かれている。基準となる重要なものなので、項目ごとに丁寧に進めていきたい。
 - まずは、「内容に関すること」について、御意見を頂きたい。
- 大沼委員
- 内容については学習指導要領を押さえている。大事なことなので1に示された内容でよい。
- 鎌田委員
委員長
小澤委員
伊藤委員
- 説明いただいた内容でよい。
 - 次に、「組織と配列に関すること」についていかがか。
 - 示されている内容でよい。
 - 示されている内容でよい。基礎的・基本的な内容の確実な定着と発展的な学習を進めるための配慮がなされているか、これは各学校の学習の進め方が示唆されていくものと興味深く読ませていただいた。
- 委員長
- 実際の運用にあたっては、4番委員からあったように、基礎的・基本的な内容の確実な定着と発展的な学習については、学校現場で学習指導をどのように進めていくかということになるかと思う。
 - 次の「学習と指導に関すること」には、「児童が自己の学びを調整しながら学習できるよう」という文言が入った。この「学習と指導に関すること」に関して御意見を頂きたい。
- 村上委員
- 自己の学びを調整という文言を加えたことは、今後求められる令和の日本型学校教育に沿うところだと思うので、この基準案に賛成する。
- 佐藤委員
委員長
及川委員
- 示されている内容でよい。
 - 「表現と体裁等に関すること」についてはいかがか。
 - この内容でよい。環境への配慮、製本・体裁等について、使っていく中で大事なところなので、とてもよい。
- 委員長
平吹委員
- 保護者の立場からも御意見を伺いたい。
 - 児童にとって親しみや魅力を感じるように配置されているかという児童中心に書かれているので、この内容でよい。
- 委員長
- 次に、小学校 特別な教科道徳について審議する。
 - まず「内容に関すること」だが、ここが「特別の教科 道徳」の目標達成ということで各教科とは違っている。
- 田中委員
- 学習指導要領、道徳の目標達成ということで、県の方針等にも沿っている。示されている内容で適切であると考えます。
- 委員長
- 次に「組織と配列に関すること」についてだが、先ほどの各教科と違うのは、(3)に「内容項目」とあることと、(4)に同じく「内容項目」という文言がある。そのことについて、いかがか。

- 大枝委員 ○ (3) 重点的な取り扱いというところは、各学校で何を重視するかを踏まえてここに書かれているので、この内容でよい。
- 委員長 ○ 次の「学習と指導に関すること」についてだが、ここも各教科等でない特徴として、(1) に道徳的諸価値についての理解を基にして自己を見つめる、あるいは自己の生き方と「自己」という言葉が出ている。
- また、(2) には、「興味・関心を大切にし」の後に、「学習の動機づけ」ということが出ている。このあたりの検討をお願いしたい。
- 福田委員 ○ (1) 「道徳的諸価値についての理解を基に自己を見つめ、物事を多面的・多角的に捉えて」というところは、道徳の学習において最も大切なところだと思うので、ここが明確に示されている。これでよい。
- 庭野委員 ○ (1) に「自己を見つめ」「自己の生き方について考えを深める」と自己理解について書かれている。これはとても大切だと思う。
- 自己について書くのであれば、他者理解についても一言触れる必要があるのではないかと思う。
- (2) に「学習の動機づけ」という言葉があるかないかが小学校各教科と違っているが、学習における自発的な動機づけというのはどの教科においても必要なことで、子供たちが自発的な動機づけをもって主体的に学ばなければ学びの内容も習得されない。なぜ道徳の方にだけ入っていたのか疑問に思う。もし入れるのであれば、各教科の方にも入れるべきではないか。
- 内容に関係することではないが、別紙3・別紙4のコンマのスタイルが違っている。同じ内容のものであるから、どちらかに統一するべき。本日の配布資料、審議会資料などを見ても、統一されていない。統一していただければと考える。
- 委員長 ○ 多様な価値観の尊重ということで、共生社会、他者理解ということが非常に重要となっているので、(1) について検討をお願いする。
- 学習の動機づけについても、各教科についても同様ではないかということで、こちらも検討を。
- 「、」「。」、「、」を使うならピリオドなど、句読点の体裁をよろしく願います。
- 体裁にかかわることで、子供が使うものなので、保護者の方の観点からお伺いしたい。
- 高城委員 ○ 学年に応じて適切であるかなども含まれているので、示されている採択基準でよい。
- 委員長 ○ では、小学校の特別な教科道徳についてひととおり検討したが、他に御意見はないか。
- <意見なし>

- 委員長 ○ この採択基準を基に、専門委員会で選定資料を作成ということによろしいか。
- 委員長
事務局 <委員同意>
- 委員長 ○ では事務局から。
- 事務局 ○ 様々な意見に感謝。カンマについては統一し、全て「、」に修正する。
- 委員長 ○ 道徳の方で御指摘いただいた自己理解に合わせた他者理解について、また、主体的な学習への動機づけについては、一度検討し、委員長・副委員長に再度提案し、お認めいただく形にしたい。
- 委員長 ○ そのように進めていただきたい。
- 事務局 ○ これで諮問事項1についての審議を終える。
- 事務局 ○ 次に、諮問事項2について、事務局から願います。
- 事務局 **審議事項2 「諮問事項」について**
- <採択基準案を配布>
- 御審議いただき、「県立特別支援学校の小・中学部及び、小・中学校の特別支援学級において、令和6年度に使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書採択基準」について御説明申し上げます。
- ここでいう、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書とは、学校教育法「第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書」のことであり、例えば、このような（2～3冊実際に見せる）絵本や図鑑などである。
- これらの本は、街の書店で通常売られている本なので、「一般図書」と呼ばれている。
- なお、小・中学校の教科用図書は、通常4年に一度の採択だが、附則第9条に規定する教科用図書、いわゆる絵本や図鑑などの一般図書は、4年に一度採択するという規定から除かれており、毎年度、採択基準が審議されている。この後、御審議いただくのは採択基準でこれに基づいて専門委員が専門事項についての調査に当たり、選定資料を作成する。
- 採択基準案については、教科用図書の選定に当たり考慮すべき事項4項目、「1 内容に関すること」「2 組織と配列に関すること」「3 学習と指導に関すること」「4 表現と体裁等に関すること」を示している。御審議をお願いする。
- 委員長 ○ 説明にあった一般図書採択基準について、それぞれ「内容に関すること」「組織と配列に関すること」「学習と指導に関すること」「表現と体裁等に関すること」の4つの項目についてひとつひとつ審議する。
- 樋川委員 ○ 「内容に関すること」について、いかがか。
- 樋川委員 ○ (1)(2)(3)(4)の内容については最適でよろしい。

- 成瀬委員 ○ 使用する児童生徒の実態を考えると、(3) 自立と社会参加を促すこと、(4) の自己を生かす生き方や進路を考えられるものという内容は適しているように思われる。
- 委員長 ○ 次に「組織と配列に関すること」についていかがか。
- 黒澤委員 ○ (3) 季節や行事等との関連があり、上の「内容に関すること」とのつながりもあり、よろしい。
- 星委員 ○ (1)～(4) は重要な内容である。この内容でよろしい。
- 委員長 ○ 「学習と指導に関すること」についてはいかがか。
- 小澤委員 ○ (1) の内容は最も大切になる。(2)(3) は、知的障害のある児童生徒にとっては各教科等合わせた指導があるので、なお重要である。(5) のウェブページのアドレスの配置については、一般図書なので多くはなかろうかと思うが、大事な判断基準になると考える。
- 及川委員 ○ 子供の実態は様々であるので、内容はよろしいかと。障害の重い子供の一般図書は不足していると感じるので、多様な感覚を活用できる一般図書だとよい。
- 委員長 ○ 「表現と体裁等に関すること」についてはいかがか。
- 永野委員 ○ 子供たちは実に様々な本を見ている。開くと立体的な物など工夫されている物もあり、(4) の内容が盛り込まれているのはよい。
- 委員長 ○ 特別支援学校及び特別支援学級で使用する採択基準について、全体を通していかがか。
- 副委員長 ○ 採択基準については、これまで様々に検討を重ねてきているところと思うが、「学習と指導に関すること」(1) の「児童生徒の障害の状態や発達の段階、特性等に応じているか。」は重要なところ。ここでいう「障害の状態」という表現に至った経緯を確認したい。「状態」という言葉で適切かどうか。
- 委員長 ○ 副委員長の点については、後ほど事務局から説明をお願いします。
- 金田委員 ○ 採択基準にある内容すべてが大切であり、よろしい。
- 委員長 ○ では、全体を通して、他に御意見はないか。
- <意見なし>
- この採択基準を基に、専門委員会で選定資料を作成ということではよろしいか。
- <委員同意>
- では、これで諮問事項2についての審議を終える。
- これを基に専門委員会で選定資料の作成ということにする。
- なお、審議会規定第4条で「専門委員は委員長の命により専門事項の調査に従事する」とあるので、本日の内容を事務局から伝えていただくようお願いする。

- 事務局
- 先ほどの副委員長からの質問に対する回答をここでお願いします。
 - 御指摘に感謝。「障害の状態」という文言について、検討し、再度委員長・副委員長にお諮りする。
- 委員長
- では、検討していただいたうえで、委員長・副委員長で検討させていただきます。
- 委員長
- 審議事項3「その他」について、何か御意見はあるか。
<意見無し>
 - これについては特にないようなので、事務局にこれからのことについてお願いします。
- 進行
- 「第2回選定審議会の日程」についてお諮りする。事務局としては、次の会を、5月22日（月）午後1時30分から午後3時30分まで、本日と同じ会場で、開催させていただきたいが、いかがか。
 - なお、当日は、教科用図書の見本を審議会中に御覧いただく時間も設定するが、委員の皆様にも、出版社ごとの教科書の特徴等を踏まえた上で、選定資料等を御審議いただくことから、審議が始まる前に教科用図書の見本を手にとって御覧いただく時間を設ける。
 - 見本は、会場となるここ第一会議室を早めに開放し、御覧いただく。詳しい御案内については、後日、郵送にてお知らせするので、よろしく願います。
- 委員長
- 今説明があったように、今回は5月22日（月）午後1時30分から開催である。具体的な一般図書を検討するので、御多用のところだが、審議会開始前に時間をお取りいただき、御覧になっていただくとありがたい。審議会の中でも20分程度閲覧の時間を取るが、量が多いことと、具体的なものと資料の突合せも必要になることから、事前の閲覧をよろしく願います。
 - 以上で、本日の審議を終わらせていただく。
- 進行
- 千葉潤一参事兼義務教育課長がお礼の挨拶を申し上げる。
- 義務教育課長
- 本日は、令和6年度使用教科用図書の採択に係る審議事項について、委員の皆様にご熱心に御審議いただき感謝申し上げます。今回は、小学校及び特別支援学校、特別支援学級で使用する教科書の採択基準を審議していただいた。本日頂戴した御意見をもとに事務局で再度検討し、その後、専門委員に確実に伝え、調査研究を進めてまいります。
 - 本日、開会の挨拶で教育長が申し上げたとおり、教科書は学習の主たる教

材であり、子供たちの学びに大きな役割を果たすものとする。子供たちの学びの充実に向け、どのような教科書を使わせるかということは、大変重要な意味を持つものである。

次回の審議会では、教科書を直接御覧いただき、専門委員会からの調査報告について御審議いただく。次回も本日同様、皆様のそれぞれの専門的見地から御意見を賜るようお願い申し上げ、閉会の挨拶とする。

進行
事務局

- ここで、事務局より連絡がある。
- 本日使用した資料には、審議委員の皆様以外には公開できない資料も含まれている。採択の公正を期すためにも、本日配付しました資料及び審議内容や審議中のメモなどについては、公開が可能となる期日までそのお取扱いに十分御留意いただきたい。

閉 会